

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六 一一）の一部を次のように改正する。
別表第一市町村立小学校及び中学校の項を次のように改める。

小学校、中学校 、中等教育学校 及び高等学校	特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	○・八
------------------------------	-------------------------	-----

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。